

「広島県主要農作物等種子条例（仮称）」素案に係る県民意見募集の結果について

「広島県主要農作物等種子条例（仮称）」素案に対する県民意見募集に御協力いただき、ありがとうございました。

意見募集の結果と、素案に対して寄せられた意見に対する県の考え方については、次のとおりです。

1 実施期間等

- 期 間：令和2年2月27日（木）から令和2年3月26日（木）まで
- 意見数：161人（386件）

2 素案に対する意見の内容と意見に対する県の考え方

対 象	素案に対する意見の内容	意見に対する県の考え方
第1条（目的）	○ 第1条末節の「安全」の後に安心・おいしいを挿入し、「安全・安心・おいしい」としていただきたい	本条例は、主要農作物種子法（以下「種子法」という。）廃止に伴い、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、県の責務を明らかにするとともに、引き続き、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としたところです。
	○ 奨励品種だけでなく、県が保有するすべての種子の安定供給及び品質の確保を図っていただきたい	
	○ 「生産性の向上」を削除し、「安心」を追記していただきたい	
	○ 「持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的とする」を「目的とすることを永続して守る」としていただきたい	本条例がある限り、本県農業の持続的な発展及び食の安全に寄与する目的は、永続し守られると考えています。
	○ 種子の生産・普及に加えて「遺伝資源の保存」を加えていただきたい	本県の農業振興上、知事が生産を普及し、又は維持する必要があると認める品種の種子を保存することは必要と考えており、第3条の基本理念に規定したところです。
第2条（定義）	○ 「(4) 特定品種」の定義に「将来の遺伝子資源として」維持することを追加していただきたい (同趣旨の意見は計55件)	本県の農業振興上、知事が生産を普及し、又は維持する必要があると認める品種の種子を保存することは必要と考えており、第3条の基本理念に規定したところです。

対 象	素案に対する意見の内容	意見に対する県の考え方
第2条(定義) (続き)	<p>○ 定義に「広島県農業ジーンバンク」を追加していただきたい (同趣旨の意見は計48件)</p>	<p>本条例は、種子法廃止後においても、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、引き続き、県が奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としており、これに必要と認められる責務や施策を規定することとしたところです。</p> <p>施策の推進にあつては、常に最適な方法を選択する必要があると認め、特定の団体、施設及びその機能を条例に規定することは望ましくないと考えています。</p>
	<p>○ 種子の生産・普及に加えて「遺伝資源の保存」を加えていただきたい</p>	<p>本県の農業振興上、知事が生産を普及し、又は維持する必要があると認める品種の種子を保存することは必要と考えており、第3条の基本理念に規定したところです。</p>
第3条(基本理念)	<p>○ 第1項「主要農作物の品種改良」を「主要農作物等の品種改良」に修正していただきたい</p>	<p>本条例は、種子法廃止に伴い、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、県の責務を明らかにするとともに、引き続き、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としたところです。</p> <p>主要農作物以外の野菜をはじめとした農作物については、以前から民間事業者等による品種改良体制が整備されているため、本条例においては特に県の役割として主要農作物に主眼を置いて規定したところです。</p>
	<p>○ 第2項「県は、関係機関と連携し、酒米など各地域で従来から生産されている本県の特色ある農作物の種子の保存に努めるものとする。」を第12条に吸収させるべき</p>	<p>第12条は、第3条のうち特に、本県農業振興上必要と認める品種の保存について規定したところです。</p>

対 象	素案に対する意見の内容	意見に対する県の考え方
第3条(基本理念)(続き)	○ 第2項へ「広島県農業ジーンバンク」を記載していただきたい	<p>本条例は、種子法廃止後においても、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、引き続き、県が奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としており、これに必要と認められる責務や施策を規定することとしたところです。</p> <p>施策の推進にあつては、常に最適な方法を選択する必要があるとあり、特定の団体、施設及びその機能を条例に規定することは望ましくないと考えています。</p> <p>なお、これら農業振興上の施策を推進するにあたり、第3条第1項及び第2項において関係者、関係機関等との連携について、基本理念に規定したところです。</p>
	○ 第3項へ「主要農作物等の安定供給のため、気候変動や災害等、予見される事態に備え、奨励品種等の新品種の研究・開発に資する遺伝資源となり得る種子を、広島県農業ジーンバンクで利用可能な状態で保存・更新する。そのための設備を維持し、採種を含む管理技術者を養成するために必要な予算措置を講じること」を追加していただきたい(同趣旨の意見は計42件)	
	○ 「地産地消」を明記していただきたい	地産地消については、「ひろしま地産地消推進県民条例」に基づき推進を行っています。
第4条(県の責務)	○ 種子の生産・普及に加えて「遺伝資源の保存」を加えていただきたい	本県の農業振興上、知事が生産を普及し、又は維持する必要があると認める品種の種子を保存することは必要と考えており、第3条の基本理念に規定したところです。
第6条(種子生産団体の指定)	○ 指定種子生産団体として「広島県農業ジーンバンク」を位置付けていただきたい	本条文において、各号に掲げる業務について適正かつ確実にを行うことができると認められるものについて、指定種子生産団体として指定することとしており、特定の団体を条例に規定することは望ましくないと考えています。

対 象	素案に対する意見の内容	意見に対する県の考え方
第 6 条 (種子生産団体の指定) (続き)	○ 奨励品種、特定品種の素材となる原種・原原種の確保及び備蓄に関する業務を追加していただきたい	<p>本条例は、種子法廃止に伴い、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、県の責務を明らかにするとともに、引き続き、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としたところです。</p> <p>なお、奨励品種の原種・原原種の確保及び備蓄につきましては、引き続き、県で実施していく予定です。</p>
	○ 一般種子の供給及び栽培指導に関する業務を追加していただきたい	第 2 項に包括されております。
第 13 条 (財政上の措置)	○ 「種子の生産及び普及」に「(遺伝資源の) 保存」を追加していただきたい (同趣旨の意見は計 56 件)	特定品種の種子の生産及び普及に係る施策には、当然「保存」も含むと考えています。
その他 (全般)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「広島県農業ジーンバンク」において現在保存されている種子や今後収集される種子の保存を今後も継続することなどについて、条文に掲げていただきたい ○ 「広島県農業ジーンバンク」存続を図るとともに、設備の充実、管理技術者の確保・養成などの予算を確保していただきたい ○ 「広島県農業ジーンバンク」の活用充実策と併せて条例制定していただきたい ○ 「広島県農業ジーンバンク」に保存されている種子の継続利用が可能となるような条例にしていただきたい ○ 「広島県農業ジーンバンク」を守り、発展させる取り組みを願う (同趣旨の意見は計 98 件) 	<p>本条例は、種子法廃止に伴い、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、県の責務を明らかにするとともに、引き続き、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としたところです。</p> <p>施策の推進にあっては、常に最適な方法を選択する必要があり、特定の団体、施設及びその機能を条例に規定することは望ましくないと考えています。</p>

対 象	素案に対する意見の内容	意見に対する県の考え方
その他（全般） （続き）	○ 保存種子の利用に関しても明記すれば分かりやすい	本条例は、種子法廃止に伴い、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、県の責務を明らかにするとともに、引き続き、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としたところです。
	○ 「種の多様性」を「将来の資源」として守るための条例ができることを願う	
	○ 主要農作物の「主要」を省き、県独自の条例としての構築を考えていただきたい	
	○ 今までのように県で種子を守っていける条例を希望する	
	○ 食の安全には特別に気をつけて欲しい	
	○ 県が責任を持って圃場種子の審査・検査をしていただきたい	圃場審査については、第10条に規定しているところであり、一般種子の品質の確保を図ってまいります。
	○ 海外資本の企業の参入を阻止するような条例としていただきたい	主要農作物種子法と、外資系企業の参入とは関係性がなく、法廃止により種子が支配されてしまうという懸念はありません。 条例において、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図っていくことを県の責務として位置付けることにより、種子の高騰などを防ぐこととしております。
	○ 種の情報をグローバル企業に譲渡することをやめるような条例にいただきたい	
	○ 育種知見の民間企業への提供を規制していただきたい	
	○ 種子生産に民間が参入することで、食料の支配、種子の高騰が起こらないよう配慮した条例になることを願う	
	○ 企業への育種知見の提供について、議会の承認なくしてはできない等安全性を守ることも取り入れていただきたい	

対 象	素案に対する意見の内容	意見に対する県の考え方
その他（全般） （続き）	○ 県の育種登録品種は次年度以降何度でも自由に自家増殖できるようにしていただきたい	種子の自家採種等は種苗法に依拠しています。また、種苗法改正案では、自家増殖を行う場合、種苗法に登録された登録品種は許諾が必要となりますが、それ以外の一般品種（在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種）は従来と同様に、自由に自家増殖できると定められています。なお、現在利用されている多くの品種は一般種子に該当します。
	○ 種子の自家採種、育種も可能な条例にしていきたい	
	○ 各農家や個人で種を残すことも考慮することが可能であれば入れていただきたい （同趣旨の意見は計2件）	
	○ 育種・種の備蓄を条例に追加していただきたい	本条例は、種子法廃止に伴い、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、県の責務を明らかにするとともに、引き続き、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としたところです。
	○ 食品産業への貢献を記載していただきたい	
	○ 種子生産に直接携わる種子生産者の役割を明記していただきたい	
	○ 主要農作物以外の作物、野菜、果樹、花などの県の特産の全作物を網羅すべき	
	○ 種子の拡大生産と農産物の消費の体制にまで踏み込んだ条例になればより望ましい	
	○ 米麦豆類及び指定野菜の種子の保存・量産・栽培・消費の一貫した仕組みの構築を、種子条例に定めることを望む	
○ 県の近郊で自生する植物全てが次の世代へ引き継がれる条例にしていただきたい	第3条の基本理念に基づき、各地域で従来から生産されている本県の特徴ある農作物の種子の保存に努めてまいります。	
○ 農地の有効利用を目的とした家族農業等の小規模経営や、地産地消の推進に寄与することを強く願う	本条例は、種子法廃止に伴い、本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を図るため、県の責務を明らかにするとともに、引き続き、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図ることを目的としたものであり、経営規模の大小にかかわらず支援を行うものです。また、地産地消については、「ひろしま地産地消推進県民条例」に基づき推進を行っています。	

対 象	素案に対する意見の内容	意見に対する県の考え方
その他（全般） （続き）	○ 遺伝子組み換え・ゲノム編集種子による作付けを規制していただきたい （同趣旨の意見は計3件）	<p>遺伝子組換え作物については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）や「食品衛生法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（飼料安全法）といった法律で規制されています。</p> <p>また、種子法廃止に伴いこれらの規制が緩和されるということはありません。</p> <p>なお、現在県が定めている奨励品種及び特定品種の種子について、遺伝子操作・遺伝子組換えにより作出されたものはありません。</p>
	○ ゲノム編集の禁止、遺伝子組み換えの禁止、遺伝子操作の禁止、交雑の対策、雄性不稔DNA異常を利用した一代交配の禁止を罰則付きで盛り込んでいただきたい	
	○ 遺伝子組み換え作物の栽培禁止、家庭において自家増殖は自由とする項目を追加していただきたい	
	○ 条例に当てはまる安定供給された種子に、遺伝子操作・組み換えなど様々な危険な種子があるという話を聞き、体に害のある食物を取る可能性が多くなる、とてもハイリスクな条例と考える。体に取り入れるものは自然の産物であるべきで、人間にとってよりよい条例を制定されるようお願い	
	○ 種子保護のため規制（遺伝子組み換え、ゲノム編集の作付）ができる条例としていただきたい	
	○ 条例制定に賛同する（素案の修正には特に言及されていないもの） （25件）	——
	○ 素案の修正に関する意見ではないもの（18件）	——

（注）お寄せいただいた御意見は記載内容を要約し、同趣旨の御意見については内容ごとに集約しています。